**○農林水産省告示第千八百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡厚沢部町松園町八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千八百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村・寿都郡寿都町（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、島牧村・寿都町（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町・中川郡池田町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・池田町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・池田町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平上平窪字加ノ内一五一の一（国有林）、一五一の五・一五一の六・一五一の一二・一五一の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一の一から一五一の四まで、一五一の一五、字大沢五一の二、五一の九、五一の一〇、字山ノ神六五（次の図に示す部分に限る。）、平上片寄字菖蒲沢一の九、一の一〇、一の一五、平上荒川字笑堂一六三の一（次の図に示す部分に限る。）、一九の一、一九の三、一六三の二、字大沢五一の二、一二四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笑堂一九の一、字大沢五一の二、一二四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内一三七の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び泉崎村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府木津川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

川根本町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

**○農林水産省告示第千八百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府木津川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。